

# 総務常任委員会

平成26年3月18日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木澤 正男	○小林 誠	中川 靖広
嶋田 善行	小野 隆雄	坂口 徹
中西 議長		

## 2. 欠席委員

吉野 俊明

## 3. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	乾 善亮
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	西巻 昭男
同 課 長 補 佐	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	福居 哲也
税 務 課 長	加藤 恵三	同 課 長 補 佐	真弓 啓
会 計 管 理 者	西川 肇	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教 委 総 務 課 長	山崎 善之	生涯学習課長	佃田 眞規
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 係 長	荒木 浩司

## 4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 5. 審査事項

別紙の通り

開会 （ 午後1時30分 ）

署名委員 嶋田委員、小野委員

委員長

皆さんこんにちは。吉野委員より欠席の連絡をお聞きしています。  
定足数に達しておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会し、  
本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、嶋田委員、小野委員のお二人を指名いたします。お二人に  
はよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案であります（1）議案第2号 斑鳩町  
社会教育委員定数等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題  
といたします。

理事者の説明を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習  
課長

付託議案（1）議案第2号、斑鳩町社会教育委員定数等に関する条例  
の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

生涯学習  
課長

本条例の一部改正につきましては、議案書の末尾に纏めております要  
旨により、まずご説明いたします。地域の自主性及び自立性を高めるた  
めの改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会  
教育法の一部が改正され、これまで社会教育法で定められていた社会教  
育委員の委嘱の基準を地方自治体の条例で定めることとなりましたこと  
から所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、第2条にて委嘱の基準を規定し、その他条項移動等文言整理を行うものであります。施行期日は平成26年4月1日としております。

議案書の3枚目に新旧対照表を付けておりますのでご確認をお願いいたします。下線を引いております箇所が改正箇所であります。

まず、第1条の（以下「委員」という。）の次に委嘱の基準を加え、そして（委嘱の基準）を第2条として加え、委員は次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。（1）学校教育及び社会教育の関係者、（2）家庭教育の向上に資する活動を行う者、（3）学識経験のある者とします。これは改正社会教育法において社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものと定められ、本町といたしましては引き続き国の基準を採用することとしております。

また、第2条を第3条とし委員の定数を定めており、従前と同じの10人以内とするとしております。

そして第3条で任期を、第4条でその他を定めていたものをそれぞれ1条ずつ繰り下げ、第4条で任期を、第5条でその他を定めるものであります。

なお、本改正により、当町の社会教育委員会の構成等を変更するなどの影響のないことを念のため、申し添えます。

以上で議案第2号 斑鳩町社会教育委員定数等に関する条例の一部を改正する条例についての、説明とさせていただきます。

ご理解賜わりまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 同じような基準でということになってくるんだと思うんですがね、国の方では、地域の自主性及自立性を高めるための改革の推進を図るための法律改正ということは、条例でその基準をね、まず特色あるものに変えたらどうやということもあると思うんです。だけどそれがもってこられているのはね、別段これを変更するというのではなくて、検討しても

うちちょっと何か斑鳩町の教育委員会としてね、特色あることを考えられるのではないかなと思ったんですが、それらのことについて、検討はどのようにされているんですか。

生涯学習  
課長

まずその構成につきまして、今までずっと国の基準に基づいてやってきておりました。まず、それを採用するということにつきましては、今までも社会教育委員ということで、いろいろ審議いただく中で、町としてはそういう構成で別段支障ないといえますか、今までいろいろ審議していただいていることを尊重しまして、今までのとおりということで考えております。

小野委員

教育委員会だけじゃないと思うんです。私はね、条例で定めることができるようになったということはね、自主性、そこの特色をつかまえてね、条例改正はもちろんその議会在全部やりますので、そこの自治体の法律であるからやれる、それが地域の自主性や自立性を高めるためという改革から、そういうことを国はさかんに言ってくるんやと、やはりそういう機会をとらまえて、こちらで特色ある文言に私はやってもらいたいなと、これからもそういうことで、条例で定めることができるようになったということを、しっかりと受け止めてね、やってもらいたいなと、そのように思います。議会の定数条例なんかでも、やはり条例で定めるようになってきているし、何ら問題なかったからそのままやるのが一番無難ですもんけど、特色を出すためには、積極的に検討してもらいたいと、そのように思ってますもんけど、よろしくお願いします。

他にございませんか。

委員長

( な し )

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第3号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

委員長 それでは、議案第3号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号) につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

企画財政 ( 議案書朗読 )

課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入予算からご説明をさせていただきます。補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第2節 障害福祉費負担金で、障害児福祉サービス給付費が見積りを上回ることから、障害児施設措置費(給付費等)負担金316万2千円の増額補正を、また、第3節 保険基盤安定負担金では、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金が交付決定されたことから、14万1千円の減額補正をお願いするものであります。

第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、地域活性化等に資する事業を対象とした地域の元気臨時交付金について、交付決定がされたことにより、1,679万2千円の増額補正をお願いするものであります。

第2目 民生費国庫補助金では、障害者総合支援法の一部改正に伴うシステム改修費用に対して、新たに補助金が交付決定されることから、障害者自立支援給付支払等システム改修補助金26万2千円の増額補正

をお願いするものであります。

第5目 土木費国庫補助金では、国の第1号補正による社会資本整備総合交付金の活用を図り、道路や橋りょうの補修工事等について、前倒しして実施することから、2,750万円の増額補正をお願いするものであります。10ページをお開きいただきますでしょうか。

第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同様の理由により、第3節 障害福祉費負担金158万1千円の増額補正を、また、第4節 保険基盤安定負担金209万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第17款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、ふるさと納税としてご寄附をいただいたことから、第1節 教育費寄附金で130万6千円、第2節 福祉費寄附金で106万5千円、第3節 都市計画費寄附金で2万円、第6節 商工費寄附金で1万円の増額補正をお願いするものでございます。

これら寄附金につきましては、寄附者のご意向に沿いまして、それぞれの事業に充当させていただくとともに、「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」そして、「福祉基金」に積み立てをさせていただきます。

次に、第20款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、消防団員2名が退団されたことから、消防団員退職報償金受入金28万8千円と、西和消防組合の解散に伴う財政調整基金の財産処分還付金8,140万7千円、あわせまして8,169万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

11ページにお移りいただきまして、第21款 町債 第1項 町債では、第3目 土木債で、国の第1号補正を活用して実施する道路や橋りょうの補修工事等の財源措置として、道路橋りょう環境整備事業債2,220万円の増額補正をお願いするものであります。

第4目 教育債では、地域の元気臨時交付金の交付決定に伴う、地方負担額の減により、中央公民館リニューアル事業債1,260万円の減額補正をお願いするものでございます。以上が、歳入の内容となっております。12ページをお開きいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、斑鳩町地域交通会議負担金について、この会議において国庫・県補助金の交付を受ける関係上、一旦町がその経費の全額を負担して立て替える形で予算計上させていただいておりましたが、会議の予算が確定し、国庫・県負担金の受け入れの協議が整い、町負担額が確定したことから785万円の減額補正を、また、職員の退職に伴います職員退職手当負担金3,983万6千円の増額補正をお願いするものであります。

第12目 東日本大震災支援対策費では、被災地の職員派遣について、短くとも1年間の職員派遣という被災地の要請に合致した職員派遣ができなかったため、260万4千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、第25節 積立金について、歳入でご説明させていただきました福祉費寄附金のうち、福祉基金への積立てを希望されました102万円の増額補正と、第28節 繰出金で、国民健康保険事業に係る保険基盤安定繰出金等の確定により、418万9千円の減額補正をお願いするものであります。

第8目 障害福祉費では、障害者総合支援法の一部改正に伴うシステム変更業務委託料52万5千円の増額補正をお願いするものであります。13ページにお移りいただきまして、第20節 扶助費では、障害児福祉サービス給付費が見積りを上回ることから、632万5千円の増額補正をお願いするものであります。

第10目 介護保険事業繰出費では、介護保険の報酬改定に伴うシステム改修が必要となることから、22万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、福祉費寄附金としていただいた寄附のうち、「次世代育成の充実」に希望された4万5千円の財源振替をお願いしております。

第3目 学童保育運営費では、西学童保育室別棟建替工事について、実施設計の結果、資材費や労務費の高騰により、本年度予算の範囲内での執行が困難となりまして、改めて平成26年度予算に計上させていた

だき、工事実施にあたってまいりたいことから、500万円の減額補正をお願いしております。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費で、「産業振興」に希望された商工費寄附金1万円の財源振替をお願いしております。14ページをお開きいただけますでしょうか。

第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費では、第1目 道路維持費で、国の第1号補正の活用を図り、法面補修設計及び法面補修工事について、前倒しして実施することから、2,200万円の増額補正をお願いするものでございます。

第3目 橋りょう維持費では、橋りょう補修設計及び橋りょう補修工事について、同様に前倒しして実施することから、2,800万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、これら事業につきましては、本年度会計において事業完了ができないことから、繰越明許費の予算補正をあわせてお願いしております。第4項 都市計画費では、第2目 公共下水道費で、公共下水道事業特別会計において、流域下水道事業市町村負担金が増額となったことから、30万7千円の増額補正をお願いするものであります。

第7目 景観保全対策事業費では、「自然環境の保全と活用」及び「風景・景観の形成」に希望された都市計画費寄附金2万円の財源振替をお願いしております。

第9目 法隆寺線整備事業費では、都市計画道路法隆寺線の整備に必要な事業用地の所有者との交渉が進み、事業用地取得に関する契約が締結できる見込みとなりました。このため、整備工事費等の費用も含め、9,464万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、本事業につきましては、本年度会計において事業完了ができないことから、繰越明許費の予算補正をあわせてお願いしております。

15ページにお移りいただきまして、第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、歳入のところで申し上げました消防団員の退団に伴う退職報償金28万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第9款 教育費、第5項 社会教育費では、第2目 公民館費



で、中央公民館リニューアル事業債の減による財源振替をお願いしております。

第4目 文化財保存費では、教育費寄附金のうち、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立を希望されました128万3千円の増額補正と、「文化財の発掘調査」としてご寄附いただいた2万3千円の財源振替をお願いしております。16ページをお開きいただけますでしょうか。

第11款 公債費、第1項 公債費では、第2目 利子で、平成25年度の定時償還に係ります利子額が確定したことから、1,214万2千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正に要する財源として、2,189万8千円を充当させていただく補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 繰越明許費補正についてでございます。

国の第1号補正の活用を図り、前倒しして実施する事業やパークウェイ事業等の関連事業として進めるなどの事情により、本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、繰越明許費の追加として、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費で、道路環境整備事業として2,200万円、道路新設改良事業として851万円、橋りょう環境整備事業として2,800万円の予算措置をお願いしております。第4項 都市計画費では、法隆寺線整備事業として9,627万7千円の予算措置をお願いしております。

5ページにお移りいただけますでしょうか。次に、第3表 地方債補正についてであります。はじめに、地方債の追加では、歳入のところで申し上げましたとおり、道路や橋りょうの補修工事等について、国の第1号補正の活用を図り、前倒しして実施することから、限度額を2,220万円とする「道路橋りょう環境整備事業」の追加補正をお願いしております。

また、地方債の変更では、地域の元気臨時交付金の交付決定に伴う、地方負担額の減により、「中央公民館リニューアル事業」に係ります限度

額を1,740万円に変更する補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

以上で、議案第3号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 ちょっとお聞かせ願いたいんですけども、雑入で西和消防組合の基金から還付されたお金ありますね、これ8,169万5千円ですか、受け入れ金も含めた8,140万7千円ですか、今度広域化の組合になって、逆に斑鳩町の負担というのはどれぐらいになっているんですかね、わかったら、今、わかっているのだったら教えてください。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 平成26年度の斑鳩町の負担金でございますが、3億1,462万8千円ということで、今回、平成26年度の予算計上をいたしております。

嶋田委員 そしたら、西和の関係で8,100万入ってきて、今度、広域化で3億1千万ほどですか、負担せなあかんということですね、そしたらこれね、結局2億3千万、結局新たに持ち出しということ考えたらいいわけですかね。

委員長 乾総務部長。

総務部長 約2, 200万円の増ということでございます。当町の負担金としては、2, 200万円の増ということでございます。

嶋田委員 はい、それと、橋りょう維持費やとか、14ページのね、橋りょう維持費500万、補正前の額が500万で、補正額2, 800万、計3, 300万と、これは繰り越しということは理解できるんですけども、これはぜんぜん取り掛かってないということなんですかね。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 このたびの道路橋りょう費であつたり、道路維持費の関係の補正なんですけども、国の補正予算の第1号の活用を図りまして、本来ならば26年度予算、当初予算で計上させていただく部分だったんですけども、それを前倒しして実施させていただいておりますので、これからの事業ということで、お考えいただければ。

委員長 他にございませんか。 中川委員。

中川委員 さっき課長、3億なんぼの負担金って言わはったんは、毎年3億なんぼの負担金。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 例えば、平成25年度でしたら、2億9, 191万8千円ということになっております。今年度、平成26年度ですね、約2, 200万ほど増えたということになります。

中川委員 西和消防組合のときは、2億9千万程度で済んでいたやつが、この県が一元化っていうか、1本になったために値上がりしたということでええのかな。2千万ほど。

委員長

乾総務部長。

総務部長

これは当然広域の消防組合になりまして、当然広域消防組合としていく経費もございます。もともとの西和消防組合で、いわゆる自賄いと言われているものなんですけども、もともとの西和消防組合で負担していた分もございます、それを合わせてということでございますので、2,200万増えたということなんですけども、その増えた要因は、今まで財政調整基金というのがあったわけなんですけども、それを取り崩して。すいません、2,200万増ということでございますけども、これは今申し上げました、広域消防組合が手続きされたということに伴う初期投資の部分もございます、それから、もともとの西和消防組合でやっていた分というのもございます。会計は当然、広域消防組合といわゆるもとも西和消防組合の会計、特別会計というのが設けられるんですけども、別会計ということになるんですけども、もともとの西和消防組合、それから広域消防組合の分をあわせて、計上させていただいてますので、それが2,200万増えたということでございますので、それはその要因としてね、今までの初期投資の分と、それから今まで西和消防組合が持っていた基金、これはこの25年度で解散になりますから、8千万返ってきますけども、それをもともと8千万持ってたなら、2,200万・・・ということになるんですけども、返してもらいますので、貯金は0円ですね、要するに貯金が0になりますんで、その分の取り崩しを今までやってきたんですけども、それができないので、今回は負担金はその分増えたと、それからあと消費税が上がった分がございまして、あるいは燃料代が高騰したということもございまして。それからまた西和消防組合で、職員採用も何人かされました、その分がトータルとして増えているということでございますのでご理解いただきたいと思います。もともとのだから広域せずに、このままでいけばですね、計上経費としては、平成33年の全体統合の時には、職員も減ってきますし、経常経費としては減るというシュミレーションでてますけども、これは経常経費だけのものですので、いろんな増える要因もございまして。これは当然建物を修理したりしていきますと、それは当然増えてまいりますので、その分を度外視してする

と経常経費だけで、シュミレーションした場合は減っていくという試算はされてますけども、これは最終どうなるかわかりませんが、26年度については先ほど言いましたように、初期投資、最初システム開発したときや統合のときに費用がいる分と、それが増えたのと、それから先ほど言いました基金返してもらいますので、貯金が0になったということで、今までそれを基金を活用して、負担金を抑えていったというか埋める部分もございますので、それが、基金がないという状態ですので、その分が増えたと、計算上増えたということでございますので、そういう形でご理解いただきたいと思います。

中川委員 今年度広域化なって、初期投資も入って2千万ほど増えてあるけども、27年度、28年度は初期投資の分が負担金に出てこないんで、また、下がるという考えでいいのかな。

総務部長 当然、初期投資の分については、27年度は必要ございませんので、その分については当然減ってまいります。ただ、他の要因で増えるというか、そういうのはあるかもわかりませんが、今の現状でいけば負担金は減るということでございます。

委員長 私も西和消防の、広域消防の負担金については、いろいろ聞きたいことあるんですけども、またその他のところで聞かせてもらいます。直接補正予算のところには係わってこないんで。他にございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第3号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習  
課長

継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告いたします。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

前回の委員会におきましても報告いたしました。2月27日から本日、3月18日までを会期として、「法起寺(ほうきじ)の歴史をさぐる―法起寺出土瓦展―」を開催しております。

また、恒例の春季の藤ノ木古墳の石室特別公開につきましても、来年度もゴールデンウィーク期間中の5月4日と5日に開催する予定で準備を進めているところであります。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備であります。

これも前回の委員会において報告いたしました西側入口附近の盛土工事につきましては現場での施工が完了し、現在は業者において工事関係書類の整理を行なっているところであります。

また、昨年度に策定いたしました基本設計に基づきまして、今年度に取り纏めました実施設計につきましては、盛土工や雨水排水工、遺構整備工など整備工事費等の総額が約3億2千万円となっております。ただし、整備事業費につきましては、今後の物価の変動等により変更が生ずることが予想されます。また、整備の完成年度につきましては、平成29年度を目途としておりますが、国の予算の関係から、国の補助金が町の要求額より減額されることも想定され、その結果、完成年度の変更が生ずることも考えられますが、できるだけ計画通りに完成できますよう努めて参りたいと考えております。

また、官学連携の協定を締結しております奈良大学との協働により斑鳩大塚古墳の範囲確認の調査を、この3月3日から行なっております。その結果、現在、古墳の北側に設定いたしました調査区において古墳の

周囲をめぐる濠と想定される遺構や埴輪などの遺物の出土等一定の成果が得られましたことから、それらの成果を広く公開する為に24日に報道発表を行うとともに30日には現地説明会を行う予定で準備を進めているところであります。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての、報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑を受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長 私、以前からお願いしてました、整備計画ですね、について、全体で何年の計画なのかとか、総事業費でどれぐらいで年度によってどう工事が分かれていくのかとか、その辺の計画について、こないだ予算委員会でも実施設計まとまったというふうにおっしゃってましたんで、総務委員会にも報告をいただきたいというふうに思うんですけども。

清水教育長。

教育長 今、課長の方からですね、総額約3億2千万、平成29年と報告させていただいたところがございますけども、それ以外に年度別の工事とかおっしゃっているんですか。というご質問でしょうか。

委員長 そうです。

教育長 それにつきましてはですね、毎年毎年、先ほど課長の説明にもありましたようにですね、一応計画はたてはしますけども、若干工事の金額が変動する場合もございますし、国からの補助金の受け入れ等で若干の変更等が生じる場合もございますので、今、この段階でいくらいくらということについては、ちょっと出しづらい点がございますので、総額で3億2千万、申し上げましたように、3億2千万程度、それと平成29年に完成を目指しているということでご理解を賜ればありがたいというふ

うに考えております。

委員長 私、お聞きしたかったのは、実施設計として、どういう工事が全体的にあって、どういう流れで進んでいくのかなど、それでまあこの年度についてはこういう工事だと、だから今でいうと、例えば前回の委員会でも水田の調整池の問題とか、水路の話で、直近としてはこういう工事をしますよという報告はいただいていますけども、全体の流れの報告というのは、まだいただけていませんので、それをいただければなというふうに思ったんですけども。

教育長 わかりました。そしたら次回そういう分かる資料を提出させていただきます。

委員長 そしたらよろしくをお願いします。他にございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 各課報告事項、(1) 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご報告させていただきます。  
資料1の最終ページの要旨をもってご説明を差し上げたいと存じます。  
資料1の最終ページの要旨をご覧ください。

消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第56号)が、平成26年4月1日から施行され、退職報償金が引き上げられ



ることから、所要の改正を行うものであります。

なお、当該政令の一部を改正する政令につきましては、平成26年3月7日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりましたので、本町といたしましても、速やかに条例改正をさせていただきたく、本議会の最終日であります3月25日に上程させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、改正内容についてご説明をさせていただきます。

要旨の1.改正内容、退職報償金の支給額を、団員で勤続年数が5年以上10年未満は、5万6千円を引き上げ、それ以外は一律5万円を引き上げます。別表に階級、勤続年数ごとの退職報償金額につきましてお示しをしており、カッコ内の金額は、改正前の支給額をお示ししております。

次に、2.付則関係についてであります。 (1)は、条例の施行期日について、この条例は平成26年4月1日から施行します。(2)は、経過措置について、この条例による改正後の斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によります。

以上、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
中川委員。

中川委員 これは共済等に関する法律、施行例の一部を改正する政令って、ここでこの金額は定められてあんの。この金額は町が出したんやなしに、法律で定められた金額。

総務課長 この政令によって定められている金額でございます。

委員長 ほかにございませんか。 小野委員。

小野委員 今、課長が3月7日に公布ということで、最終日に上程するという  
ことで、いろいろと議会運営委員会としても、相談受けた件なんですがね、  
今日、ご覧のとおり、たくさんの議員傍聴がありますしね、委員会付託  
を省略する方向で、また議会運営委員の皆さんに相談申し上げて、即決  
できるように手続きを取っていきたいと思っておりますので、いちおう  
申し上げておきます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって、質疑を終結いたします。  
次に(2)臨時職員の賃金の改定について、理事者の報告を求めます。  
黒崎総務課長。

総務課長 臨時職員の賃金の改定についてご説明を申し上げます。  
お手元にお配りいたしております資料2をご覧ください。  
臨時職員の「職種ごとの賃金の改定状況」につきましては、前回の総  
務常任委員会でご報告させていただいておりますので省略をさせていた  
だきたいと存じますが、前回の総務常任委員会でご指摘をいただい  
ておりました「職種の区分」につきまして、整理をさせていただきました  
のでご報告を申し上げます。

資料2のおもて面の下から3つ目の職種の区分をご覧ください。

アンダーラインでお示しさせていただいております「ふれあい交流セ  
ンターいきいきの里・老人憩いの家職員、手話通訳者、一般事務、公民  
館事務職員、技能労務職員(ただし、一般事務及び技能労務職員につい  
ては月給のみ)」の内、「一般事務、公民館事務職員、技能労務職員(た  
だし、一般事務及び技能労務職員については月給のみ)」の部分につい  
て削除するとともに、「ふれあい交流センターいきいきの里・老人憩い  
の家職員」の区分と「手話通訳者」の区分を2つに分けるものでござい

ます。

「一般事務、公民館事務職員、技能労務職員（ただし、一般事務及び技能労務職員については月給のみ）」の部分については、資料2の裏面の一番下の区分を適用しておりますことから削除、また「ふれあい交流センターいきいきの里・老人憩いの家職員」につきましては、常勤の1年雇用のみとしていること、また、「手話通訳者」につきましては、常勤の1年雇用及び非常勤の日々雇用としていることから、それぞれの区分を分けさせていただいたものでございます。

以上、臨時職員の賃金の改定についてのご報告とさせていただきます。

委員長 それでは、報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今、説明受けて、まだちょっと理解しにくいところありますが、またこれは順次質問していきます。

委員長 そうしましたら、ほかにごございませんか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって、質疑を終結いたします。  
次に、(3)斑鳩町の財務書類（平成24年度決算）について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、斑鳩町の財務書類（平成24年度決算）につきまして、ご報告をさせていただきます。

斑鳩町では、住民の皆さまへの説明責任のさらなる向上と財政運営等への活用をめざしまして、平成20年度決算から、新しい財務書類4表の作成に取り組んでいるところでございます。

このたび、平成24年度決算の財務書類を、資料3のとおり、とりまとめましたことから、前年度との変更点などを踏まえつつ、その概要に

つきまして、ご報告を申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、資料3の3ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、「Ⅱ（章）基本的事項について」でございます。

この新たな財務書類4表作成に伴う効果につきましては、発生主義・複式簿記の要素を取り入れ、資産・負債などのストック情報や引当金などのような見えにくいコストを把握すること、また、資産・債務の適正な管理とその有効活用といった自治体の内部管理の強化を図ることが可能とされております。

また、一部事務組合等の町財政に密接に関係する団体の財務書類4表を連結することによって、町全体の財政状況を把握することができるとされております。

さらに、国では、今後、財務書類4表を作成・公表する団体が増えてまいりますと、類似団体と同じ形式の財務書類で比較分析ができることによって、各市町村の特徴などが把握できるようになるものと考えられているところでございます。

次に、4ページの「2. 基本的な作成方針について」をご覧くださいませでしょうか。ここでは、財務書類4表の連結の目的など基本的な事項について説明しています。

先ほど申し上げました連結の対象範囲につきましては、次の5ページの図表のとおりとなっております。左側に会計等の種類、右側に財務書類のそれぞれの対象範囲を図示しているところでございます。

今回の連結対象範囲につきましては、昨年度と同様で、普通会計に、水道事業、公共下水道事業などの公営企業会計、国民健康保険事業、介護保険事業などの特別会計を加え、その他に、土地開発公社、文化振興財団、社会福祉協議会、観光協会、奈良県後期高齢者医療広域連合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合までとなっているところでございます。

その他の連結していない一部事務組合につきましては、各一部事務組合におきまして体制が整い次第、順次連結していく予定としているところでございます。

次に、6ページ以降におきましては、財務書類4表の基本的な内容説

明となっております。

それでは、斑鳩町の財務書類4表の内容につきまして、簡単にそのポイントを説明させていただきます。

まず、14ページをご覧くださいませでしょうか。普通会計貸借対照表でございます。

この表の左側の借方ですが、「資産の部」では、これまで形成してきた土地、建物、道路等の公共資産と、投資及び出資金、基金、歳計現金などの合計で、約476億5,900万円となっております。

右側の貸方では、上が「負債の部」となっており、地方債や退職手当引当金などにより、負債合計は、約120億5,400万円となっております。

その下の「純資産の部」は、「資産の部」から「負債の部」を差し引いた金額で、約356億500万円となっているところでございます。

次に、22ページをお開きいただけますでしょうか。普通会計行政コスト計算書でございます。

上の「経常行政コスト」ですが、この計算表は、表の左端に、①人にかかるコスト、②物にかかるコスト、③移転支出的なコスト、④その他のコスト、とありますように、性質別に行政コストを区分し、かつ、一番上の行に、生活インフラ・国土保全、教育、福祉といったように、目的別に行政コストを区分している表となっております。

性質別で構成比をみてまいりますと、物件費が23.2%と一番高く、次いで人件費が17.2%と続いております。次に、目的別で構成比をみてまいりますと、福祉費が34.6%と一番高く、次いで教育費が14.6%、環境衛生費が14.2%と続いているところでございます。

下の表の「経常収益」は、各行政目的別の「使用料・手数料」と「分担金・負担金・寄附金」の収益を各行政目的別に行政コストを集計したもので、経常行政コストが、どの程度受益者の負担で賄われているかを表す受益者負担率は全体で4.4%となっているところでございます。

次に、26ページをご覧くださいませでしょうか。

普通会計の純資産変動計算書でございます。

この表は、普通会計貸借対照表で説明いたしました純資産の1年間の

増減を表した計算書となっております。左上の期首純資産残高から、それぞれの増減を反映した金額が、左下の期末純資産残高となり、この金額が貸借対照表の純資産と一致することになります。

純資産の主な変動要因といたしましては、先ほど説明いたしました行政コスト計算書の純経常行政コストによる減、地方税、地方交付税、補助金等の受入による増などがあり、これらの結果、純資産はこの1年間で約2億1,000万円減少したことになります。

次に、30ページをお開きいただけますでしょうか。

普通会計資金収支計算書でございます。この計算書は、歳計現金における1年間の収支を表すものですが、3つの収支に区分されております。

まず、一番上の「1 経常的収支の部」では、町の経常的な行政活動に伴う資金収支を表し、その収支は、約11億9,000万円の黒字となっております。

真ん中の「2 公共資産整備収支の部」では、公共資産の整備に伴う資金収支を表し、その収支は、約4億2,100万円の赤字となっております。

一番下の「3 投資・財務的収支の部」では、投資活動や地方債の償還に伴う資金収支を表し、その収支は、約8億5,600万円の赤字となっております。

これらにより、平成24年度の1年間で、約8,700万円の資金が減少し、年度末の歳計現金残高は約6億300万円となったところでございます。

続きまして、33ページをお開きいただけますでしょうか。

「IV（章）財務書類を活用した分析」のうち、「1. 社会資本形成の世代間負担比率」につきましてご説明させていただきます。

この社会資本形成の世代間負担比率につきましては、現存する社会資本のうち、どの程度が、これまでの世代の負担で賄われたかを表しております。

これは、公共資産に対する純資産残高の割合を出すことによって算出されますが、中央の表のとおり、本町の「過去及び現世代負担比率」は、

平成24年度で、82.4%となっており、この値は高ければ高いほど将来世代の負担が少ないと言えるものでございます。全国の自治体の平均的な値といたしましては50%~90%と幅がありますが、本町の82.4%は比較的高い方ではないかと思われまます。

また、公共資産に対する地方債残高の割合を出すことによりまして、現存する社会資本のうち、どれだけを将来世代の税金等で賄うかを示す将来世代負担比率を算出することができます。

本町では、表の中にもありますように、平成24年度は22.9%となっており、この数値が高ければ高いほど将来世代の負担が大きいと言えるものでございます。全国の自治体の平均的な値は、15%~40%と、これも幅がございませうが、本町は比較的低い方ではないかと思われまます。

続きまして、41ページをお開きいただけますでしょうか。

「V(章)連結財務書類4表について」でございませう。

連結対象範囲につきましては、先ほどのご説明させていただきましたとおりでございませう、平成24年度は前年と同じ団体となつてるところでございませう。

次に、43ページをご覧いただけますでしょうか。こちらが、連結の貸借対照表でございませう。

この連結した財務書類4表の分析につきましては、次の44ページの表のように、連結した金額が、普通会計と比較して何倍になっているかをみているものでございませう。

この表では、中央の資産合計が、普通会計と比較し210億7,900万円の増、1.4倍であるのに対しまして、下から3行目の負債合計は、104億7,100万円増の1.9倍、純資産合計は106億800万円増の1.3倍となつており、負債と純資産の比率が連結することによりまして負債寄りになっていることがわかります。

また、これは、普通会計に比べ、連結の方が、過去及び現世代の負担が少なく、将来世代の負担が高くなつてることが表われていることとなります。

次に、47ページをご覧いただけますでしょうか。

行政コスト計算書の普通会計と連結との比較でございます。

主な特徴としましては、真ん中ぐらいの、「3. 移転支出的なコスト」の「①社会保障給付」が普通会計と比較いたしまして64億5,100万円の増の6.6倍と大幅な増となっております。これは、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などの保険給付が加わったことによるものでございます。

表の下から8行目でございます。経常行政コスト（A）全体としては77億6,800万円増の2.0倍となっております。

また、表の下から2行目の経常収益（B）は、各種保険料や水道事業の事業収益が加わったことによりまして、52億8,600万円増の16.7倍の大幅な増となっているところでございます。

このことにより、一番下の行にあります、その差引となる純経常行政コストは、24億8,200万円増の1.3倍となっております。

次に、50ページをご覧くださいませでしょうか。

純資産変動計算書の普通会計と連結との比較でございます。

この比較表では、先ほどご説明をいたしました、行政コスト計算書の純経常行政コストが24億8,200万円減の1.3倍となっておりますので、その分赤字額が増えていることとなります。

ただ、補助金等の受け入れによりその赤字額を上回る額の財源調達ができているために、連結においては、期末の純資産残高は、期首と比較し2億6,100万円の増となったところでございます。

最後に、52ページをご覧くださいませでしょうか。

資金収支計算書の普通会計と連結との比較でございます。

この比較表では、3つの区分による収支額につきまして、普通会計と比較いたしますと、特徴としましては、表の下から5行目の翌年度繰上充用金増減額として800万円がマイナス計上されております。これは、国民健康保険事業特別会計において、形式収支が赤字のため、その翌年度繰上充用金の前年度からの増減額を計上しているためでございます。

期首資金残高、期末資金残高ともに、連単倍率が、4.6倍、5.2倍と高くなっていますが、これにつきましては、普通会計の資金では計上されていなかった財政調整基金及び減債基金が連結の資金には含まれ



ているためでございます。金額につきましては、期末資金残高では、連結における増加額25億1,500万円のうち、20億1,700万円がその基金分となっておりますので、その大部分を占めているところでございます。

連結の全体では、減債基金の取崩し等の影響によりまして、前年度と比較して、資金残高が7,300万円の減となっております。

以上で、斑鳩町の財務書類4表に関する説明を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
小野委員。

小野委員 5ページのところでね、先ほど課長の説明で、将来連結予定ということで、一部事務組合を記載されておりました、その中で今回の連結できているのは、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、長ったらしい名前が難儀するところなんです、それだけが入っている、私単純にね、他の組合、例えば西和衛生試験センターとか、三室園組合は管理者が他町ということで、そこらでのある程度の整理が出来次第、こちらへ将来連結予定ということで説明受けたと思うんですがね、それは今、管理者が王寺周辺の応急診療所が斑鳩町であるから、これはずっと連携できて、その管理者の町ですか、その整備が必要とするからちょっと将来連結予定ということになってあるのかな。その点ちょっと教えてください。

企画財政課長 ・・連結ということなんですけども、本町では平成20年度からこれに取り組んでまいりました。このことによりまして、王寺周辺の方もそれ付随した形で進められてきた経緯がございまして、順調にそういった資料の整理がされているんですけども、郡内でしたら安堵町さんがやられているんですけども、他のところはここまで進んでないという状況が一番の根本的な問題ではないかなというふうに考えているところでございます。以上です。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって、質疑を終結いたします。  
ほかに理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。  
面巻企画財政課長。

企画財政 それでは、企画財政課から1点、「町有地の売払い」につきまして、  
課長 ご報告を申し上げます。

平成25年12月委員会でご報告を申し上げました、阿波2丁目地内、  
大字法隆寺地内に所在します2つの物件の町有地につきまして、一般競  
争入札による売払いを進めることといたしておりましたが、平成26年  
2月25日までの申込受付期限までに、申込者が無く、入札を取り止め  
ることとさせていただきます。

なお、これら別件の売払いにつきましては、他の自治体での対応をお  
聞きし、参考にさせていただきながら、今後も進めてまいりたいと考  
えておりますので、ご理解たまわりますよう、よろしくお願い申し上げ  
ます。以上で、「町有地の売払い」につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 他に報告していただくことはございますか。ございませんか。

( な し )

委員長 そうしましたら、今、企画財政課長の方から報告のあった件について  
質疑、意見等があればお受けいたします。特にございませんか。  
小野委員。

小野委員 いろいろなことで執行されていくと思うんですがね、売り払いが不可  
能だと判断するのは、っていうのはおかしいかな、なってくるのかなと、

1回目の単価についても、今の時勢ではちょっと無理かなとかね、そういう感じもしないでもないですがね、いろんな手を加える方法もあるし、不動産を売る場合はね、そういうことも検討していくのか、いやまあそれでもそういうことはなしで、今の状態で競争入札の申込みがないという状態をどのように解釈していくのか、そしたら今の単価っていうんですか、最低入札価格ですか、それを検討しなおして、今の金額でなかったら下げていかないけません、そういうことも考えていかれたらね、国有地の売り払いっていうんですか、それはね、いろんな不動産業界に対してもものすごい影響が出てくるんです。全体から見ればわずかな、ちょっと普通の不動産ではないから、そんな影響も出てこないと思いますけど、JRが競争入札、JRじゃないな、国鉄になるのかな、それがやった時も不動産業界でもいろんなアンバランスが出てきてね、ちょっと経済界が動いたっていうこともありますし、それらで、たしかに監査委員さんからも指摘あるし、遊休地になっているところは、そして処分するという方向なんですけど、今1回目ですよ、競争入札、もう1回検討してそれをやって、やはり2回、3回と繰り返していくことの、ちょっとむなしさっていうか、そういうのも、課長どこでどう判断したらいいのか、微妙なところもあると思いますけど、今は2箇所についてはそうしてやっていく、ほかにある遊休地についてはどんなことが考えられますか。

企画財政課長 他遊休地につきましても、順次一般競争入札による売り払いということを進めてまいりたいというふうに思っております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって、質疑を終結いたします。  
各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。  
続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等がございま

したらお受けいたします。

小野委員 私、一般質問で、龍田地区にも地域交流館について質疑させていただいて、そのことで現在の町営住宅を利用されている方のこともあるということ、建水でも聞かせてもらいました。建設課のほうでは鋭意交渉しているということですが、まあその中で、高塚の町営住宅がすべて用途廃止されて、地域交流館という形の利用の仕方になった時に、どうも民有地っていうんですかね、その近くに2件の不動産があって、1軒は今の町営住宅に入居されている方が利用されているというのを聞いてますがね、それも含めての交渉をしていくと、それは一般質問でもそのようにおっしゃってましたのでね、町営住宅を普通財産にするのには、建設課のほうで鋭意努力してもらっているんですが、それをする時の話として、普通財産の購入ということで、総務の方が担当になってくると思うんですが、そこらのやはり町営住宅を明け渡してもらう条件、またその隣接する町営住宅の所有者でない方のお持ちの、民有地になってしまう土地、それらも踏まえて交渉もしてもらいたいと思いますがね、その点について担当の方ではどのように対応されていこうとされているのか、お伺いしておきたいと思うんですが。

委員長 乾総務部長。

総務部長 ただいま、委員がおっしゃいましたように、高塚町の町営住宅の土地の南側には、今、町営住宅の関係でお1人お住まいの方おられますし、その東側にもう1軒あるということでございます。まず、この町営住宅の関係、入居者の方に対して今、建設課の方で協議に入っている状況でございますが、まあ、当然その動向もみていかないといけなけれども、それがうまく進んでいるということであれば、当然土地利用ということで、一体的な形で地域交流館というのを建てていきたいと考えておりますので、この1軒についても整理をしていく必要があるというふうに思っているところでございます。

小野委員 部長、今、その動向、建設課もね町営住宅の利用者の方の、交渉の動向、私が思うのにはね、その方は自分の持っているこの土地も、表現正しくないかわかりませんが、私は立ち退いてやった時に、その土地がね、そこらのことも一緒に交渉させてもらいたいというようなことがないかなと思っておるのでね、町営住宅の立ち退きを協議する時に、同じようにその土地のこともある可能性が多いと私は思っていますので、その動向を見ながらこちらも交渉するのではなくて、同時に交渉していく方が、私はいんじゃないかなと、そのように思うんですが、その点どう思いますか。

総務部長 入居者の方とお話させていただいているんですけども、どういった条件といたしますか、向こうさんがどういうふうにおっしゃるか、わかりませんので、そういう状況も見ながら、もしこの土地もということであれば、条件としてね、もし出してこられるのであれば、それが町として対応できるのかどうかということもございますけども、当然そういう話の中で東側の方もですね、話を進めていきたいと思えます。

小野委員 それでね、今、部長がその2軒の土地も一緒に地域交流館に利用していきたいという、そういう意向があるということですのでね、そちらも同時に進行される方が、私は、先方がどう思っているのか、いや、常識的に考えてね、前だけをいうのはね、これは交渉事として話しが流れるやろうし、また、まして、今部長が最初にその土地も取得して、龍田の地域交流館に利用したいということも申し上げられているんだから、私はこちらからも、そこも一緒に買わせてもらいますよというほうが、私はスムーズに行くと思うんです。

委員長 池田副町長。

副町長 今、総務部長の方から、手前で地域交流館できたときに、奥に無道路地がございます。無道路地の所有者の方は当然ここに地域交流館建てて、建物建てて、駐車場になったらもう出入りできないので、できれば町に

買ってほしいと、町が向こうの土地を買って、地域交流館にするので、無道路地になるので相手方がそれは困るということで、向こうの希望で買ってほしいという希望がありますんで、町といたしましては、そういう土地ができたらいかんで、地域の方にとっても買ってよいということになれば、買っていきますんで、この交渉の時期については、やはり今現在の普通財産にする努力やっておりますんで、これがほほいけるようになった段階において、これで計画でしますんで、どうでしょうかという相手方の意向の確認すると、行くとそういうことでございますんでご理解よろしくお願いいたします。

小野委員

今の副町長の話だったら、私も理解できますしね、交渉ごとというのは、やっぱりどっかのときにボタンの掛け違いやったら、どうしてもできなくなってしまいうしね、その龍田地区からの要望のあることでその2点があるんだということも、しっかりと自治連合会の方に説明してもらって、その中でそのこともやっていますよということも私は、こういう委員会でもやってもらいたいんです。だからちょっと質問したということで。もう1点よろしいですか。予算委員会で私もちょっと触れたんですがね、今、斑鳩町の教育方針として30人学級を採用されているんですが、その中で、やはり例をあげて、91人生徒がいて、それが30人を超えているからもう1クラスできると、その場合はどうしてましたかということで聞いたら、やはりそれは国の35人以下学級にならって、やはり30人以下だと、そういう認識で今までやってきたと。私はまあ、国のほうでは35人以下というのは、それはもう指針というか、そういう形を取っている、斑鳩町は子どもたちの教育の良好な場所をこしらえるのが、国よりもっと少ない、30人学級というのは、私は教育委員会が標準ですよということで、方針だからそれでいいと考えているんですよ。前からそういうことも話してきますけども、だから、その例えば91人のときに3クラスですむものを4クラスにするためにやっぱり財政的にも、やっぱり響いていきますしね、その30人学級という言葉を教育方針として斑鳩町が打ち立てている、そうした中で、やはり財政基盤を考えながらね、1クラスが32人でも私は30人学級をやっていると

ということで、みなしていけるように思うんですけどもね、まあ、教育長が前々からやはり30人以下だということでまた再度ね、私がこれ申し上げるようになったのはね、この前の予算委員会の中でね、斑鳩町が出土遺物の保存と整備、これは適正な保存と活用をはかるため、遺物の整備作業を進めるということで、今年度は昨年度より500万近く、削減になっているので、その理由聞いたら、国からの補助金が終了したと、だからもう今回は75万6千円しか予算組んでないと。これと今回、30人学級を進める中で、結局クラスが1つ、今までより少なくなるということで、500万ぐらい少なく見積もっておられるということでね、偶然そういうときに見たのでね、総務委員会でもう1回提案させてもらうと。やはりこのたしかにね、補助金がなくなったからカットしているんだということ、斑鳩町は国の方針っていうか、国が決められているのは、35人以下学級、だけど、それよりまだ将来の子ども達のために30人学級を推進している方針だと、だから、今回は両方ともので、バランスが取れてるかしらんけどね、今後30人学級という方針でね、30人以下、30人を1人でも超えた場合には、1人増やしていたのは、1クラス増やすということは、私は考えていかない方がいいと思うんですけどね、こういうことについて、やっぱり財政的なこと考えたり、この出土物に対しては私はこの項目で、予算委員会でするのでまた違った補助金を見つけてほしいし、活用してほしいということをお願いしたんですけどもね、やはりお金というものは、そういう具合にバランスをもっていくべきではないかなと思ってますが、この総務委員会でもう1度、意見聞かせてもらいたいと思います。30人学級を、30人以下の学級だということで、進めるというのは、私はいかがなものかなと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 清水教育長。

教育長 今、委員ご照会の35人学級、小学校1年生だけが法定化されておって、あと2学年以上は40人学級でありますけども、40人学級、35人いずれにいたしましても、35人を1人超えると2クラス分けますよ

という、40人学級にいたしましても、40人を1人でも上回ると2クラスになるということをございまして、当然私どもの30人学級につきましても、30人の倍数を1人でも超えると、ただし、その30人学級の適用によってですね、2クラスに分けた場合、1クラスの人数が20人以下になった場合は分割はしないという指針もございましてですね、それを適用して分けないけども、副担任を置くとか、そういったこともできますよという方針でやっておりますけども、基本的には30人の倍数を1人超えると分割するという方針でやってまいったところでありますし、その方針を今のところ変更する予定はないということで、ご理解いただきたいと思います。

小野委員 30人学級というネーミング自体で、国の35人以下学級、法定で決められた、1学年が35人、2学年以上が40人、それで今までの運営では、その例えば、20人以下の学級が生じる場合はそのままにしておいてということ、で、20人以下ってそんなん数字的にそんなんなるはずないですよ。だから60人がいて、60人で2クラスですよ。それを60人だからそれを3クラスにしたら初めて20人になる。だから、20人以下だったら、そしたらだめなんですかね、そのクラス編成としたら。どんな要素で。

(「どういう・・・」との声あり)

小野委員 先ほど言った。30人より増えて、それを分割して20人のクラスができるようだったら、それをやめておいて、もとの30人を超えるという、そのことだったら副担任をつけるとか、そういうふうになっている。そしたらなぜその20人以下のクラスができるようだったら、それはやめておいてというのか、その理由はなんですか。

教育長 一定のですね、団体というか、グループというなかでね、さっきありえないとおっしゃいましたけども、今まだそういう学年は発生してませんけども、将来的にそういった場合が想定されるんでということで、こ



の実施基準を教育委員会で設けてますけども、あまりにも少ない人数、例えば20人という学級編成になった場合、男10人、女、分けても、そういったあまりにも少ない人数では集団生活としていかなものかということもございますんで、その場合は割らないで、30人超えたら、その中でも30人超えたら複数配置しますという意味でございます。

小野委員 集団生活というのはね、私はある程度目が行き届かないという表現でされてたんですね。その30人学級にしてくれとか、また、ある議員は昨年ですかね、中学の3年生にも受験を控えているから、30人学級を採用してくれとか、そういう話も要望されたと思うんですけどもね、そのことについてはね、ものすごい、いろんな見方があるね、少人数の学級というのはね、私は集団という意味ではね、やはり中途半端やと思うんです。それで、極論を言えばね、30人学級だったらいじめの発生率も高なると思うんです。というのはいじめをしているグループがね、ある1人の子どもにいじめをかかっていったらね、30人だったら残りのものはよう止めに入れられないんですよ。これがね、35人や40人、私らのじぶんだったら50人ですよ、他のグループがやめとけって言って止めに入るんですよ。だからそこでバランスが取れるんですよ。そういう見方をされている人も私も含めてですが、町内の中でおられます。それは置いていてね、今回、今、教育長がそういう文書で書いたものがあるんですね、方針として。30人学級で。そして、20人以下だったらそういう理由でやめておくという、もう後で結構ですので、できたらそれをコピーしてくれませんか。またそれからいろいろ議論させてもらいたいとそのように思いますので、よろしくをお願いします。

教育長 今、委員おっしゃいました斑鳩町の小中学校の少人数学級の実施要綱ですが、さきほど20人より下になったらというのは、学級編成基準というものがございますので。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長

そしたらすいません。私の方から。

先ほど申し上げました広域消防への負担金の問題、ちょっとお尋ねしたいんですけども、平成25年度は西和消防への負担金ということで、2億9,191万8千円計上されてまして、今回、広域化されたことによって、奈良県広域消防組合負担金ということで、3億1,462万8千円、まあ2,271万円増額されてきてます。予算委員会の審議の中でも一定初期投資のために増加したんやということが答弁としてされていましたが、この内訳ですね、増加した分の、それについてちょっとお尋ねしたいんです。 乾総務部長。

総務部長

先ほど、2,200万円増ということで申し上げましたけども、まず1点目はですね、平成25年度、本年度におきましては、西和消防の財政調整基金、これを7,500万取り崩しをしております。これが要するに平成26年度は財政調整基金が各町に分配されてなくなりますので、この7,500万円は取り崩しができないということ、これが一番大きな、増えた要因でございます。それから2点目は奈良県の広域消防組合の一般会計へ繰り出されるお金がございます。これがだいたい5,700万円で、このうち、5,700万円あるんですけども、その内初期投資については3,000万、5,700万のうち3,000万が初期投資の経費であるということでございます。初期投資については当然無縁の関係とか指令の設備の関係とか、人事とか財政の各システムということで、初期投資があるということでございます。それから西和消防の方で、この新組合設立に伴う需要費というか、消耗品ということで、例えば消防手帳とかアポロキャップなども帽子とか、こういったものが必要になってまいりますので、これが入れて300万ほどございます。それから職員採用で5人退職ありまして、9人採用しますので。4人増ということになりますが、これの人件費の関係が増となっております。それから退職手当組合の負担金、これも率が上がっておりますので、退職手当組合の負担金もだいたい500万円ほど上がっております。それから、

光熱水費、燃料代とか、そういった関係、ガソリンとか上がっておりますので、これがだいたい100万円ぐらい、それから消費税の関係で600万ということで、それぞれ上がっております、それをまあ合算してトータルで、西和消防のトータルとしては、平成25年度と比較して5,000万ほどしか上がっておりません。実際には。この中で繰り出し金が、だいたい広域消防組合にだいたい5,400万ぐらい繰り出ししますので、全体の話で言えば、西和消防の分は予算としては、26年度と25年度を比較して5,000万円しかあがっておりませんので、ただ先ほど言いました財政調整基金、これを取り崩しできませんでしたので、この分について全体としてやはり7町で1億2千万ほど上がっております、ですから斑鳩町についてもこの配分ということで2,200万円上がったということでございますので、この財政調整基金の取り崩しというのが一番大きい、当然広域消防組合の繰り出し金というのもございますけども、それとあわせて増えたということでございます。

委員長

なんでこれ聞いたかって言うとね、もともと西和消防でやってる、単独でやっているときと、広域化に移行するにあたっては、財政シュミレーション出してもらったと思うんです。その中で33年の統合に向けて、効率化が図れるから、負担金は減っていきますよという説明をわれわれは受けたと思うんですね。でも実際に蓋開けてみて、広域消防に移ったら予算額増えているということが1つ納得いかないというのがあったんです。今、説明の中で職員採用のこともおっしゃっておられましたけども、この職員採用についても退職者が出る数よりも採用の方減らしていったら、通信部門と総務部門を統合するなかで全体の人員は減るけども、そこで効率化が図れて現場の人員は増えるということで、そこでもう予算的には減っているけども、現場の体制は充実できますよと、そういう説明を受けたんですよ。でも実際に今聞くと退職するよりもたくさんの採用をしていると、これについてはなんでそういうことになったのか、どこで決まったのか、斑鳩町に相談があったのかどうか、そこら辺はどうなんですかね。

総務部長

シュミレーションのお話からいきますと、当然示されたシュミレーションは経常経費で平成33年の段階で、現行体制でいくのと、それから広域にするのとの比較、経常経費の比較ということで出ております。その時には4,600万減になるということで、私らも話を、その時には当然運営計画の中で聞かせていただいている話ですので、これについては当然いろんな要因が、今増えた要因申し上げましたけども、そういった要因がなければ当然へってくるということでございますので、そういう説明をわれわれも広域の時にはそういう説明を受けております。それと職員の人員につきましては、これも最終33年には職員を減らして、155人にまでしていくという、当初24年の当初で163人から155人の8名、33年には8名減という中で、当然人件費も減ってくるだろうと、そして総務部門と司令部の統合によって人員を現場の方に回していくということで、現場の強化ということも言われておりますので、これについてはそういう形でやっていかれると思うんですが、ただ、今回採用されたのは、今まで採用を抑えてきたと言う中で、やはり総務部門に職員が行くとなると、やはり現行職員が足りないという説明でしたので、その分採用したということで聞いております。

委員長

これ別に町で決めているわけではないから、部長になんでそうなったんやというよりも、広域連合から説明を受けている分以上のことはお答えはいただけないと思うんですね。ただ、やはり当初の説明と、広域化されて、さっそく運営の仕方と説明と違う部分が出てきているなというふうに思うんです。本来であれば大きい災害もあって、今後の防災の関係でどうしていくんやと、体制の充実を図っていくべきやと、私は考えてますんで本来であればですねよ、国の基準に達していない消防職員を補充していくと、充実していくということについて異議はないんですけども、むしろそうしていくべきだと思うんですけども、でも、広域化する時の説明とは違うじゃないかということについては、納得がいかないというふうに思うんです。そうした点についてですね、今後やっぱり広域化の消防のなかで運営は進められていくと思うんですけども、当初の説明と違った運営のやり方がね、今後行われていくんじゃないかな

と、そして負担はどんどん増えていくんじゃないかなという不安はもっていますんで、町の職員さん、また町長におかれましては、こうした広域消防の会議のときにですね、その辺のところはやっぱり十分に指摘をしていただいて、やっぱり市町村に対する説明もきちっとおこなっていただきたいと意見をあげて行ってほしいと思います。

総務部長 当然、今、この消防広域組合のほうで、組合員議会がございます。その中で7町の方で順番を決めていただいて、各町村長、それから議長さんも、そこに組合議会会員として出ていただけます。そこでも当然ご意見を述べていただきますでしょうし、運営協議会というのもございます。これは王寺の町長さんが運営協議会の委員に出られますので、その運営委員会の内容についても、各他の6町に報告をいただくという場が設けられるということでございますし、また、西和消防の方でも担当者会議、担当課長会議、あるいは広域消防でもそういった会議が当然事前に開かれると思いますので、そういったところでわれわれも見て行きたいと思っております。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

( な し )

委員長 そうしましたら、その他についても以上で終わります。  
それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。  
お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう

よろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けいたします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

( 午後 3 時 1 7 分 閉会 )